


所管部課	総務部文書課	部長	北田和雄			
件名	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例について			区分	○	
			1 審議事項		2 報告事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関	行政管理課、職員課、課税課、文書課				
<p>1. 要旨</p> <p>(1) 改正行政不服審査法が平成28年4月1日に施行されることに伴い、その影響を受ける条例9本を一括して改正する条例</p> <p>(2) 条例の主な内容</p> <p>ア 対象条例 情報公開条例、個人情報保護条例など9条例（別紙参照）</p> <p>イ 主な改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共通事項：用語の整理（「異議申立て」又は「不服申立て」→「審査請求」）</li> <li>・情報公開条例・個人情報保護条例：既存の審査会による審査制度を継続するための改正</li> <li>・その他：書面審査に関する規定、証人等へ実費弁償の規定、手数料に関する規定など改正行政不服審査法の影響を受ける規定の整備等をした。</li> </ul> <p>(3) 施行日 平成28年4月1日（法施行日と同日）</p> <p>法改正に伴い、公正で利用しやすい審査手続を整備する。また、写しの交付のための手数料を無料化することにより、審査請求人の負担を軽減させる。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>平成26年6月 全部改正された行政不服審査法が公布</p> <p>平成27年11月 行政不服審査法の施行日を定める政令が公布（法施行日：平成28年4月1日）</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>法の施行に伴い処分通知書の教示文を改正する。申立期間の改正（60日→3ヶ月）、用語の整理「異議申立て」→「審査請求」など規則51本、教育委員会規則2本、訓令1本において改正予定</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議の審議後、第1回市議会定例会へ議案を上程する手続を進める。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。